

浜松市介護保険事業者等指導監査委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定又は許可を受けた事業者又は施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく指定を受けた事業者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく指定を受けた事業者(以下これらを「介護保険事業者等」という。)に関する実地指導及び監査の方針その他について協議し、実地指導及び監査を計画的かつ効果的に実施するため、浜松市介護保険事業者等指導監査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、介護保険事業者等に関する次の事項について協議するものとする。

- (1) 実地指導及び監査の実施方針及び実施計画
- (2) 実地指導及び監査の結果において改善又は是正を要する事項の指示
- (3) 問題点、不正、不祥事等の対処方針
- (4) その他委員会の設置目的に照らし必要と認められる事項

(構成員)

第3条 委員会は、健康福祉部の介護保険事業者等を所管する課長以上及び健康福祉部長が指名する職員をもって構成する。ただし、児童福祉法の規定に基づく指定を受けた事業者に係る事項について協議を行う場合には、こども家庭部の社会福祉施設を所管する課長以上の職員及びこども家庭部長が指名する職員を加えて構成する。

- 2 介護保険課長及び障害保健福祉課自立支援担当課長は、それぞれが所管する事項に係る協議には、参加しないものとする。
- 3 前項に掲げる委員が委員会に出席できない場合においては、当該委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、福祉総務課長が委員長の職務を代理する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を掌理し、委員会を代表する。

(運営)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第3条第3項の規定に基づき代理出席を認められた者については委員とみなす。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の職員又は介護保険事業者等の運営する事業所又は施設の職員に委員会への出席を求め、説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、介護保険課長又は障害保健福祉課自立支援担当課長が行う。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。